

昭和五十五年七月二十五日提出
質 問 第 七 号

学校法人日本大学における学生の自治・学生対策等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年七月二十五日

提出者 木島喜兵衛

衆議院議長 福田 一 殿

学校法人日本大学における学生の自治・学生対策等に関する質問主意書

学校法人日本大学は、連年、私立大学等経常費補助金の受配額第一位を占め、その国民に対する責任の大きさに照らしても、いつわりなく「紛争」のない大学であらねばならない。しかるに、一九七九年六月十四日提出の同題質問主意書のとおり、同大には正常な大学とはいいかねるような好ましくならぬ事件が頻発し、しかも答弁には事実を反する部分が少なからずあり、また、答弁の第四項に基づいてなされた当事者間の交渉が、同大経済学部当局の不誠意と非科学的対応ゆえに、必ずしも円滑に進展しないのは誠に遺憾といわざるをえない。とりわけ、同大経済学部においてはサークル部員募集に関し、新入生の自由意志を尊重し、強制的な募集は絶対行わないように毎年厳重な注意をしている、とした一九七八年六月十六日提出の同題質問主意書第二項に対する答弁の内容に反して、強制勧誘は根絶されてはいない。「昔はともかく、今は上級生が下級生

に対して暴力をふるうことなどありえない」旨、同大経済学部の責任者から説明された後、半月
足らずの一九八〇年二月十四日、同大経済学部本館前で一年次学生が上級生による一撃の殴打で
惨殺された。

いかなる動機・理由があるにせよ、同一大学の同一学部で三年間に二人の学生が暴力等によつ
て尊い生命を奪われるごとき事態は、まことに看過しえない危険性を感じるものであり、その対
策は緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

- 一 一九七九年六月十四日に提出の同題質問主意書に対する答弁第四項に基づき、同大経済学部
学生・故青木雅彦君の親権者青木和夫氏の求めに応じて送られた同大井手生経済学部長名儀の
回答文書は、きわめて誠意を欠き、また事実と反すると思われるので、さらに以下の点につい
て詳細に説明されたい。

1 「練習見学」として新入生を誘い、それが「練習」となるために避けがたい威圧や強要はなかったか。見学が「練習見学」に変わり、さらに練習になったのは何故か。

2 青木君は、バトミントン部に入部を希望していた。それを見学に誘い、「入部希望者」に仕立てて、ついに練習にいたる経緯に強要・威圧が皆無であつたとは思えない。事実はどうであつたのか。

3 「練習見学」に参加した新入生に課した準備体操の内容と指導者について。

4 青木君の相手をした先輩部員の姿勢と、両手の位置、「練習」中の行動について。

5 救急車は青木君を何科に運んだのか。診察を担当した医師は何科のどなたか。

6 行政解剖担当医が青木君の両親に「死因」等について説明されるのを職員が聞いたとの由であるが、学部当局が死因を積極的に調べようとしなかつたのは何故か。

学校安全、保健体育の面から責任をもつて死因究明に当たるのが筋ではないか。

7 安全教育等の見地から、当方調査員が同大付属駿河台病院を訪ね、青木君担当医に面会を求めたところ、同院事務当局が同大本部学生課の許可がなければ不可と応対した。そこで同大学生課に許可を求めたところ、現在なお回答がない。その意図は何か。今後、面会を許す意志はあるか、否か。

8 青木君は、高校時代バトミントン部の選手であり、厳しい選手生活を経験し、それに耐える健康体の持主であった。また全校マラソンの完走者、地域マラソンの優勝経験をもつ健康な学生として同大経済学部に入學した。また学業にもすぐれ、入学式には新入生（全学）代表としてあいさつを述べる「光榮」をになった学生でもある。その突然の死が、大学・サークルの責任の範囲にないとする理由を、学校安全、教育、医学、体育学等々、多面的に詳述されたい。

また、同大の道義的責任についてはいかん。

9 同君の親権者・青木和夫、同房子氏兩名による学校法人日本大学代表者・理事鈴木勝殿宛の催告書（本年四月十九日付）に対する「回答書」（同六月四日付）の中で、同大学がサークル活動については最大限学生の自主性にゆだねられるべきである旨述べている。これと「顧問制」との間に矛盾はないか。

また、同大各学部では「届け出」を形式とする一種の許可制度が現存する。その理由は何か。前記回答の内容に反する実態ではないか。

また、同君を死に至らしめた誘因と考えられる「強制勧誘」や、見学を練習に切りかえるごとき強制に対して、同回答書に述べられる「教育上の適切な助言」は適確になされなかつたのは、顧問、監督の職にある教職員の責任ではないのか。

二 同大経済学部では、いまだに学生の入構に学生証提示を義務づけている。これは正常な大学の姿とはいえない。その理由は何か。学生には「外部からの授業妨害の恐れ」（同学部・広報委

編集の「みさき」本年四月」と説明されているが、その具体的根拠は何か。まだ廃止できないか。

三 一九八〇年二月十四日、同大経済学部本館前で上級生に殴殺された同大法学部通信教育課程・法律学科一年、新井孝夫君に関し、大学の対応をいかにしたか。

また、加害者に対する大学、警察の対応とそのでん末はどうか。

四 本年四月中旬以降、同大・文理学部キャンパス（世田谷区桜上水）に、黒色ヘルメットに白衣姿、顔をガーゼでかくした異様なグループ（十数名）が時々現われ、昨秋自主学園祭を指導した学生等にテロ行為をしている。一説によれば近く予定される同大総長選挙をめぐる派閥抗争の一環として、文理学部を攪乱する意図であやつられている集団ともいわれる。いずれにせよ、民主的・平和的であるべき学園にあるまじき実態である。責任の所在を明らかにし、善処すべきであると考えるがどうか。

右質問する。